

名古屋市教育委員会請願処理要綱

平成30年2月6日

令和5年4月1日改正

教 育 長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、教育委員会（以下「委員会」という。）に対する請願の処理に関し、名古屋市教育委員会会議規則（平成13年名古屋市教育委員会規則第21号。以下「規則」という。）第14条に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(原則)

第1条の2 委員会は、日本国憲法第16条及び請願法（昭和22年法律第13号）第5条の規定の趣旨に鑑み、請願を誠実に処理しなければならない。

(請願書等の提出)

第2条 委員会に請願をしようとする者（以下「請願者」という。）は、会議開催の15日前（議題に関する請願にあつては、会議開催の3日前）の午後5時までに、教育長あてに請願書を提出しなければならない。

2 請願者は、請願書に、提出年月日、請願者の住所、氏名（法人等の場合はその名称及び代表者の氏名）、件名並びに請願の趣旨及び理由を記載しなければならない。

(請願の取扱い)

第3条 教育長等専決規則（昭和31年名古屋市教育委員会規則第13号）第1条第1項第15号に規定する重要な請願とは、教育長が収受した請願のうち、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 委員会の職務権限に属さないもの
- (2) 教育長等専決規則に基づき、教育長が専決できるもの
- (3) 次に掲げる内容を求める請願と認めるもの

ア 公序良俗に反する行為を求めるもの

- イ 個人、団体（職員及び職員団体を含む）を誹謗・中傷し、その者の名誉棄損又は信用失墜のおそれのあるもの
 - ウ 公益上の必要がなく単に個人の秘密を暴露するもの
 - エ 係属中の裁判事件その他の事件に関するもの
 - オ 市の職員の身分に関し、懲戒、分限等個別の処分を求めるもの
 - カ 採択、不採択などの議決があった請願または陳情と同一趣旨のもので、その後、特段の状況の変化がないもの
 - キ その他会議に付議することが適当でないと認められるもの
- 2 教育長は、收受した重要な請願については会議に付議するものとし、收受したその他の請願については、内容に応じて担当課へ引き継ぐこととする。
 - 3 前項のその他の請願であって、教育長が特に必要と認めるものについては、同項の規定にかかわらず、会議に付議することができる。
 - 4 教育長は、前2項の規定により、会議に付議すべきとした請願については、直近の定例会（規則第2条第2項に規定する定例会をいう。）に付議するものとする。ただし、規則第2条第3項に規定する臨時会の議題に関する請願については、該当する臨時会に付議することができる。
 - 5 1回の請願で複数の事項を求める請願については、各事項ごとに第1項各号に該当するか否かを判断し、付議（前項ただし書に規定する臨時会への付議を含む。）又は担当課への引継ぎを行うものとする。

（口頭陳述）

- 第4条 規則第14条第2項に規定する特に必要であると認められる場合とは、会議に付議することとなった請願において、請願者から事情を述べること（以下「口頭陳述」という。）の希望があり、かつ、それを教育長が許可した場合とする。
- 2 規則第14条第2項に基づき請願者が口頭陳述を希望する場合は、会議の3日前までに教育委員会事務局総務部総務課へ申し出るとともに、会議開催前までに口頭陳述申込書を提出しなければならない。
 - 3 規則第14条第2項に規定する教育長が定める時間は、1回の会議において10分程度とし、複数の請願者がある場合には、この時間内で割り振るものと

する。ただし、請願者 1 人につき 5 分を超えないものとする。

4 口頭陳述においては、質疑を行わない。ただし、委員が求める場合はこの限りではない。

(陳情の取扱い)

第 5 条 教育長あてに提出された陳情の取扱いは、前 3 条の規定を準用する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、請願の処理に関して必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年 2 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。